

# 警察は、すぐやめなさい！

## 不当な捜査・勾留

市民のみなさん

いま関西で、これまでに経験したことのない刑事弾圧が起きています。対象は全日建関西地区生コン支部（関生支部）という労働組合です。主にコンクリートミキサー車の運転手で組織されています。生コン業界は、ゼネコンとセメントメーカーの間にあって中小零細企業がほとんどです。関生支部は、業者が団結して交渉力を高め、生コンの価格を引上げることで、労働条件の改善を図ってきました。同時に、生コンの品質を確保して、建造物の安全を守ることにも取り組んできました。

ところが、関生支部が行ってきた、業者の法令違反の行為を摘発するコンプライアンス活動や、日々雇用労働者の正社員化要求、労使間の協定の履行を求めたストライキなどに対して、強要や恐喝、業務妨害などを理由に逮捕、長期の勾留、起訴が行われました。起訴された数は70人以上に及びます。取調べの過程では、組合からの脱退を懲罰するという不当労働行為に相当することを警察や検察が行っています。

労働組合の結成と活動、団体交渉、そして、ストライキなどの争議行為をすることは、基本的人権として憲法28条で保障されています。歴史的には、19世紀に、労働組合を結成することすら犯罪とされた時代がありました。そのような責任追及を認めない刑事免責、さらに、使用者のこうむった損害賠償も否定する民事免責、さらに、労働組合に対する使用者の侵害行為から救済する不当労働行為制度まで設けられるに至った歴史に照らすと、今回の刑事弾圧は、19世紀の段階に引き戻しかねない危険な企てに映ります。

労働組合の行動は、外形的に見れば、刑罰法規に該当する面があります。たとえば、団体交渉は組合の組織力を背景にして、使用者により良い労働条件の実現を迫る行為ですから、「義務のないことを強いている」面があります。しかし、これが強要罪に当たるとされたら、およそ労働組合の存在理由自体が否定されてしまいます。また、現場にいない組合役員も罪に問われており、相談すること自体を「共謀」として取り締まろうとしています。このような警察と検察の態度が許されれば、労働組合の活動だけでなく、広く社会運動、市民運動、NPO、NGOなどの活動も自由にできなくなります。むしろ、これらの活動を抑制する点にこそ、今回の刑事弾圧の真の狙いがあると見ることもできます。

警察・検察当局には、組合つぶしを目的とした不当な捜査や逮捕、勾留、起訴を行わないこと、そして、裁判所には、労働基本権の保障の意味を正確に理解し、予断や偏見に囚われない公正な審理を行うことを強く求めます。

労働組合つぶしの大弾圧を許さない実行委員会

(連絡先) 全港湾関西地方大阪支部気付 電話：06-6575-3131

